

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（553））

2. 日時：平成29年12月21日 10時30分～12時35分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、宮本管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、田尻安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他5名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」のうち、「43条 重大事故等対処設備」について説明があった。また、併せて緊急時対策所の換気設備の重大事故等対処設備について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【43条】

- 「第2.2.4-1表 重大事故等対処設備の没水影響評価まとめ」において、高圧代替注水系は、新設設備であるにもかかわらず溢水で没する場所に設置する理由を整理して説明すること。

【緊急時対策所】

- 重大事故等対処設備としていないダクト、開口（隙間）その他貫通部には期待せずに、基準に適合することを整理して説明すること。
- 「緊急建屋加圧モード」等に切替える手順を実施するために必要な設備を整理し、手順の成立性を説明すること。
- 現状、重大事故等対処設備としていないダクトについて、重大事故等対処設備と位置付ける場合に課題となる事項を整理して説明すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 基本設計比較表
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）